

告 示

埼玉県監査委員告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和五年十二月十五日

埼玉県監査委員	小山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	武 内 政 文
埼玉県監査委員	岡 地 優

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
環境部	みどり自然 課	令和5年10月6日 (第454号)	令和4年度に締結した「社会資本整備総合交付金(公園)工事(橋面舗装・木道改修)」について、契約変更をしていたが、契約変更に係る執行伺を作成していなかったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、所属内の全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毎年度当初に所属長から所属内の全職員に監査結果を周知する。 2 執行伺の作成漏れを防ぐため、契約事務に関するチェックシートに「執行伺決裁日」の確認欄を追加した。起案者は支出負担行為決議書の起案時に必ずチェックシートを添付し、決裁権者は決裁時に執行伺が決裁済みであることを確認する。 3 自己検査チェックリストの項目に「変更契約時に執行伺を作成したか」の確認欄を追加し、各担当者が作成したチェックリストを各担当グループリーダー及び所属長に回覧することにより、複数職員でのチェックを徹底する。